

株主各位

東京都多摩市落合一丁目47番地
ティアック株式会社
取締役社長 英 裕 治

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの「平成28年熊本地震」により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2016年6月20日(月曜日)午後5時40分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 2016年6月21日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都多摩市落合一丁目43番地
京王プラザホテル多摩 4階アポロ
3. 目的事項
報告事項
 1. 第68期(2015年4月1日から2016年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期(2015年4月1日から2016年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.teac.co.jp/jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に景気の弱さも見られますが、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調が続いています。また、世界経済は全体的には緩やかに回復しているものの、米国の金融政策正常化の影響や、中国やその他アジア新興国経済の減速、原油価格の下落の影響など、先行き不透明な状況が続いています。

このような状況の中で当社グループは、音響機器事業のうち、一般AV機器では、ギブソングループのマルチブランド戦略の中で新たな変革を目指し、従来製品カテゴリの見直し、マーケティングの強化によるブランド価値の向上を進めました。また、音楽制作オーディオ機器では、当社中国生産子会社の体制を見直し、コスト削減及び原価低減を達成しました。さらに、情報機器事業では、2015年9月末に当社の子会社である台湾ティアック有限公司の光ディスクドライブ（ストレージデバイス事業）を株式会社アルメディアオに譲渡し、事業の選択と集中をさらに進め、当社のコア技術に基づいた事業カテゴリに経営資源を集中し成長を目指してきました。

当連結会計年度におきましては、売上は全体として前期を上回り、音響機器事業、情報機器事業とも増収となりました。また、音響機器事業におけるコストダウンによる売上総利益の改善や全社的な販売費及び一般管理費の削減により、営業利益につきましては、黒字化しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上収益は204億5千5百万円（前期比0.1%増）、営業利益は4千3百万円（前期営業損失14億3百万円）、親会社の所有者に帰属する当期損失は1億9千6百万円（前期親会社の所有者に帰属する当期損失18億7千万円）となりました。

なお、当連結会計年度より、従来の日本基準に替えて国際会計基準（IFRS）を適用しており、日本基準と明記している箇所を除き、前連結会計年度の数値は、前期に日本基準で公表した数値をIFRSに組み替えて表示しております。

当社グループは、当連結会計年度末において、為替の円高に伴う為替換算調整勘定の減少によるその他の資本の構成要素の減少3億5千6百万円、マイナス金利政策に伴う退職給付の割引率の低下と年金資産の運用の悪化に起因する退職給付に係

る負債の増加による利益剰余金の減少6億9千4百万円、親会社の所有者に帰属する当期損失1億9千6百万円を計上したことにより、資本合計が8億2百万円となりました。

この結果、資本合計の金額が15億円を下回ったことにより、当社が取引金融機関等との間で締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触することとなりました。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しましたが、当該事象又は状況を解消すべく資金計画を策定し、取引金融機関等に対しシンジケートローン契約の財務制限条項の適用免除について協議を行いました。その結果、全貸付人より期限の利益喪失請求を行わないことにつき同意を得ており、今後の主要取引銀行等の支援体制も十分確保できていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められません。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

音響機器事業の売上収益は130億9千7百万円（前期比2.3%増）となり、セグメント営業利益は7億5千万円（前期比98.3%増）となりました。

高級AV機器（ESOTERICブランド）は、スーパーオーディオCDプレーヤーの既存品が順調に推移し、また、アンプやネットワークプレーヤーなどの新製品や高額スピーカーも比較的好調に推移しました。輸出はアジア市場が好調を維持し、あわせて欧米市場が伸長しました結果、前期と比較して増収増益となりました。

一般AV機器（TEACブランド）は、前期に引き続き、レコード復活のブームを追い風に一体型レコードプレーヤーシステムや単品ターンテーブルが大きく伸長しました。また、大手流通向け製品は堅調に推移し、輸出はターンテーブルやハイレゾ関連の新製品が貢献して主に欧州、北米で前期に比較して伸長、全体としては増収、赤字幅は縮小しました。

音楽制作オーディオ機器（TASCAMブランド）は、楽器市場向けにおいては、リニアPCMレコーダー、マルチトラックレコーダー（DIGITAL PORTASTUDIO）の北米、国内での販売が前期より低調となりましたが、USBオーディオインターフェイスはラインナップの拡充により販売が増加しました。設備市場においては、ソリッドステートレコーダー、CDプレーヤーは安定した販売となりましたが、カセット、MiniDiscなどの旧メディア製品の国内外での需要減により、販売は減少しました。放送局向け機器の販売は、国内において、多くの案件を受注したことにより前期を上回りました。デジタル一眼レフカメラ用リニアPCMレコーダーの販売は、北米以外のほぼ全地域で伸長したものの、北米での販売の落ち込みが響き、若干減少しました。輸入商品においては高額新製品の販売に注力し、利益率の改善を行いました。

情報機器事業の売上収益は66億6千2百万円（前期比1.8%増）となり、セグメント営業利益は6億6千4百万円（前期比13.7%増）となりました。

航空機搭載記録再生機器は、機内エンターテインメント機器の国内向け販売は好調に推移したものの、海外顧客向けの大口案件の出荷が延伸したことから減収となりました。計測機器はデータレコーダー（WX-7000）が通期で好調に推移したことに加え、官公庁向け「生体測定器」の大型プロジェクトの販売により増収となりました。センサーは高額製品の販売及び半導体製造装置向けセンサーの販売が好調に推移しました。医用画像記録再生機器は国内での消化器内視鏡向け記録機器の販売が伸びずに低調に推移しましたが、手術画像用レコーダーは海外の大口案件などもあり好調に推移しました。ソリューションビジネスは開発受託が好調を維持し増益となりました。一部海外販売子会社で継続している産業用光ディスクドライブは、事業譲渡により減収減益となりました。

その他事業の売上収益は6億9千6百万円（前期比36.2%減）、セグメント営業損失は2千8百万円（前期営業利益1千2百万円）となり、減収減益となりました。

以上のような状況をうけまして、配当につきましては、親会社の所有者に帰属する当期損失を計上する結果となりましたことから、誠に遺憾ながら、配当を見送らせていただくことといたします。株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

企業集団の事業セグメント別売上収益の状況は次のとおりであります。

企業集団の事業セグメント別売上収益

区 分	第67期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)		第68期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減比
音 響 機 器 事 業	百万円 12,800	% 62.7	百万円 13,097	% 64.0	百万円 297	% 2.3
情 報 機 器 事 業	6,543	32.0	6,662	32.6	119	1.8
そ の 他	1,091	5.3	696	3.4	△395	△36.2
合 計	20,434	100.0	20,455	100.0	21	0.1

(2) 設備投資の状況

当社グループは、省力化、生産性の向上及び製品の信頼性向上のための投資を行っています。当連結会計年度の設備投資については、測定器、金型等を中心として経常的な投資にとどまりましたが、内訳は次のとおりであります。

(設備投資の金額には消費税は含みません。)

	当連結会計年度	(単位：百万円) 前期比
音響機器事業	144	△47.3%
情報機器事業	78	58.8%
その他及び全社共通	149	178.8%
合計	<u>370</u>	<u>△1.3%</u>

また、所要資金は自己資金で賄っています。

(3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度において、機動的かつ安定的な資金調達を行うため、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする7金融機関と総額33億円のシンジケートローンによるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末におけるシンジケートローンの借入残高は23億円であります。

(4) 事業の譲渡の状況

2015年9月30日付けにて、当社連結子会社台湾ティアック有限公司の光ディスクドライブ（ストレージデバイス事業）を株式会社アルメディオに事業譲渡いたしました。

(5) 対処すべき課題

音響機器事業のBtoC事業における収益力向上が、短期的な最重要課題と捉えております。これまでに取り組んだ中国生産子会社の構造改革やマーケティング活動の成果を確実に刈り取ることに加え、競合他社が提供できていない付加価値を提供することで、新規市場での成長と収益安定化を目指してまいります。

そのために、顧客とのコミュニケーションの機会を増やすべく、国内外で人材の配置及び体制の構築を進めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況

区 分	日本基準		
	第 65 期 (2013年 3 月期)	第 66 期 (2014年 3 月期)	第 67 期 (2015年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	22,236	22,444	20,328
営業利益又は 営業損失(△) (百万円)	693	395	△270
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	351	30	△689
当期純損失(△) (百万円)	△323	△248	△1,831
1株当たり当期純損失(△) (円)	△1.12	△0.86	△6.36
純 資 産 (百万円)	4,243	3,678	3,202
総 資 産 (百万円)	19,619	17,582	15,445

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

区 分	IFRS	
	第 67 期 (2015年 3 月期)	第 68 期 (当連結会計年度) (2016年 3 月期)
売 上 収 益 (百万円)	20,434	20,455
営業利益又は営業損失(△) (百万円)	△1,403	43
税引前当期損失(△) (百万円)	△1,832	△132
親会社の所有者に帰属 する当期損失(△) (百万円)	△1,870	△196
基本的1株当たり当期損失(△) (円)	△6.49	△0.68
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	2,002	756
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	6.95	2.62
資 産 合 計 (百万円)	14,648	13,122
資 本 合 計 (百万円)	2,043	802

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2016年3月31日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は、Gibson Holdings, Inc. 及びGibson Brands, Inc. であります。Gibson Holdings, Inc. は、当社の株式157,447千株（議決権比率54.85%）を直接保有する当社の親会社であります。Gibson Brands, Inc. は、Gibson Holdings, Inc. の親会社であり、当社の株式157,447千株（議決権比率54.85%）を間接保有する当社の親会社であります。

なお、当社は両社と資本・業務提携契約を締結しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社であるGibson Brands, Inc. に対し投資有価証券の株式譲渡契約に係る譲渡代金の未収入金があります。

両社協議により、支払いにつきましては分割とし、金利を決定しております。

債権の保全につきましては、別途担保設定がされております。

これらのことから、当社取締役会は、親会社との間の取引に際し、当社の利益を害することはないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	議決権比率	主要な事業内容
	千	%	
ティアック アメリカ, INC.	US\$ 38,360	100.0	当 社 製 品 の 販 売
ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	¥ 64,200	100.0	情報機器製品・高級AV機器の製造受託、部品の製造販売
ティアック UK LTD.	GBP 3,800	100.0	当 社 製 品 の 販 売
ティアック ヨーロッパ GmbH	EUR 2,061	100.0	当 社 製 品 の 販 売
ティアックオンキョーソリューションズ株式会社	¥ 90,000	60.1	ソフト開発及びシステム機器販売
ティアック メキシコ S.A. de C.V.	N\$ 67,400	100.0	当 社 製 品 の 販 売
ティアック オーディオ (チャイナ) CO.,LTD.	HK\$ 27,000	100.0	音響機器の部品調達及び仲介
東莞ティアック エレクトロニクス CO.,LTD.	HK\$ 20,000	100.0	音 響 機 器 の 製 造 販 売
エ ソ テ リ ッ ク 株 式 会 社	¥ 90,000	100.0	高 級 A V 機 器 の 販 売
ティアックカスタマーソリューションズ株式会社	¥ 10,000	100.0	当 社 製 品 の サ ー ビ ス
ティアックセールスアンドトレーディング(深セン) CO., LTD.	HK\$ 1,000	100.0	当 社 製 品 の 販 売

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含めた議決権比率を記載しております。
 2. 100%間接保有の子会社は、ティアック UK LTD.、ティアック メキシコ S.A. de C.V.、東莞ティアック エレクトロニクス CO.,LTD.、ティアック セールス アンド トレーディング (深セン) CO.,LTD.であります。
 3. 台湾ティアック有限公司は、2015年8月31日に解散を決議しており、清算手続き中であります。
 4. MTS株式会社は、2015年11月1日付けにてティアックカスタマーソリューションズ株式会社に商号変更いたしました。
 5. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(8) 主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 製 品
音 響 機 器 事 業	高級AV機器、一般AV機器、音楽制作オーディオ機器
情 報 機 器 事 業	航空機搭載用記録再生機器、医用画像記録再生機器、計測機器 (トランスデューサー、データレコーダー)、ソリューションビジネス、介護支援個別ケアシステム、産業用光ドライブ

(9) 主要な営業所及び工場

① 当社

テ ィ ア ッ ク 株 式 会 社	本社	東京都多摩市
-------------------	----	--------

② 子会社

ティアック マニュファクチャリング ソリューションズ株式会社	本社及び工場	東京都青梅市
テ ィ ア ッ ク ア メ リ カ , I N C .	本社	米国 カリフォルニア州
テ ィ ア ッ ク ヨ ー ロ ッ パ G m b H	本社	ドイツ ヘッセン州
東莞ティアック エレクトロニクス CO., LTD.	本社及び工場	中国 広東省

(10) 使用人の状況 (2016年3月31日現在)

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
890 名	△91 名

- (注) 1. 上記使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2. 使用人数減少の主な理由は、中国生産子会社における構造改革によるものであります。

(11) 主要な借入先及び借入額 (2016年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	2,300 百万円

- (注) シンジケートローンは株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする7金融機関によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項 (2016年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 288,149,956株 (自己株式1,167,178株を除く)
 (3) 株主数 13,702名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
G i b s o n H o l d i n g s , I n c .	千株 157,447	% 54.64
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	3,518	1.22
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,433	1.19
オ ン キ ヨ ー 株 式 会 社	2,894	1.00
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,007	0.70
J . P . M O R G A N C L E A R I N G C O R P - C L E A R I N G	1,871	0.65
テ ィ ア ッ ク 取 引 先 持 株 会	1,706	0.59
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,541	0.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	1,473	0.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,464	0.51

(注) 持株比率は、自己株式 (1,167,178株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2016年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	英 裕 治	CEO
取 締 役	野 村 佳 秀	CFO
取 締 役	ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ	Gibson Brands, Inc. 代表取締役会長CEO Gibson Holdings, Inc. 代表取締役会長CEO オンキヨー株式会社取締役
取 締 役	デビット・ベリーマン	Gibson Brands, Inc. 代表取締役社長 Gibson Holdings, Inc. 代表取締役社長
取 締 役	ソロモン・ピチオート	Gibson Brands, Inc. 取締役
常 勤 監 査 役	牧 野 信 明	
監 査 役	原 琢 己	弁護士
監 査 役	坂 口 洋 二	公認会計士、税理士

- (注) 1. ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ、デビット・ベリーマン及びソロモン・ピチオートの3氏は、社外取締役であります。
2. 原 琢己及び坂口洋二の両氏は、社外監査役であります。
また、原 琢己及び坂口洋二の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役牧野信明氏は当社グループ内の経理関連部門で経理経験を有し、また、監査役坂口洋二氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	5名	61百万円
監 査 役	3名	22百万円
合 計	8名	83百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

Gibson Brands, Inc. は、当社の親会社であり、当社と資本・業務提携契約を締結しており、ライセンス契約、製品供給契約等の取引関係及び未収入金に関する弁済合意があります。

Gibson Holdings, Inc. は、当社の親会社であり、当社と資本・業務提携契約を締結しております。同社と当社との間に取引関係はありません。

オンキヨー株式会社は、当社と資本・業務提携契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	ハンリー・イー・ジャスキヴィツ	当期開催の取締役会5回のすべてに出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
社外取締役	デビット・ベリーマン	当期開催の取締役会5回のすべてに出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
社外取締役	ソロモン・ピチオート	当期開催の取締役会5回のすべてに出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
社外監査役	原 琢 己	当期開催の取締役会5回及び監査役会15回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	坂 口 洋 二	当期開催の取締役会5回及び監査役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

- ③ 社外役員の報酬等の総額
当事業年度における社外役員（5名）の報酬等の総額は、22百万円であります。

- ④ 当社親会社等又は当該親会社等の子会社等から当事業年度において役員として受けた報酬等の額
3名 404百万円（当事業年度における期中平均相場による円換算額）

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 75百万円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 114百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本公認会計士協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度における職務執行状況及び報酬見積もりの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である米国会計基準に基づく監査業務及び合意された手続業務についての対価を支払っております。

(4) 重要な子会社の監査

当社の重要な子会社のうち、海外子会社6社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役は、株主総会、取締役会及び関連資料等、取締役の職務の執行に係る情報について、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行う。
- 2) 取締役社長は、上記情報の保存及び管理の監視・監督責任者として、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧できるよう保存期間管理する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社及び当社子会社（以下「当社企業グループ」という。）は、損失の危険の管理を統括する組織として、取締役社長を監視・監督責任者とする「ビジネスリスクマネジメント委員会」を設け、当社企業グループのリスクマネジメント業務を統括するとともに、当社企業グループ横断的な視点からリスクマネジメントの基本方針、その他重要事項の決定を行う。
- 2) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」は、当社企業グループに内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、当社企業グループのリスクマネジメント状況を監督し、定期的な見直しを行う。当社企業グループは平時においては、当社各部門及び各子会社においてそのリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減化に取り組むとともに、有事においては「危機管理規程」に従い、当社企業グループ全体として対応することとする。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、定時取締役会、臨時取締役会により、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役、監査役、執行役員等が出席する経営執行会議を開催し、当社企業グループの業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。なお、経営環境に機敏に対応するため、当社は取締役の任期を1年とし、あわせて業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制を導入している。
- 2) 当社企業グループの業務の運営について、取締役会は、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、当社企業グループの経営目標を設定する。各部門及び各当社子会社においては、その経営目標達成に向け具体策を立案・実行し、重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとる。また、取締役会は、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか、業績報告を通じて定期的にチェックを行う。

- 3) 当社企業グループは、日常の業務の遂行に際し、各レベルの責任者が職務権限の委譲に基づき、業務を遂行する体制をとる。
- ④ 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社企業グループは、「ビジネスリスクマネジメント委員会」にコンプライアンスを統括させる。コンプライアンスの推進については、「ティアックグループコンプライアンス規程」を制定し、取締役・使用人等が、コンプライアンスを重視して自らの業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
 - 2) 当社は、公益通報者保護法に基づく「内部通報制度」により、取締役・使用人等が社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気付いたときは、制度で定める「窓口部門」に通報しなければならないと定めている。会社は通報者、通報内容について開示しないものとする。各当社子会社においても、同法若しくは適用される同種の法規、法規が無いときは同法を準用して、同等の内部通報制度を運用する。
 - 3) また、「ティアックグループコンプライアンス規程」において、ティアックグループ社員は反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとり、一切の関係を拒絶し、その活動を助長するような行為をしてはならない旨規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。
 - 4) 当社企業グループは、財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社企業グループでは、各社の取締役の職務の執行に係る情報について、取締役社長を監視・監督責任者として、法令・社内規程に基づき、保存・管理を行い、必要に応じて当社取締役、監査役、内部監査室への閲覧可能な状態とする体制を整備する。
 - 2) 当社は、「ビジネスリスクマネジメント委員会」が当社企業グループ全体のコンプライアンス・リスク管理を統括・推進する体制とし、当社企業グループ各社のコンプライアンス・リスク管理教育、指導を行うとともに問題点の把握に努める。
 - 3) 内部監査室は、当社及び当社企業グループの組織体制の整備及び業務の執行状況を評価し、経営改善のための提言を行うとともに、不適切な取引又は会計処理を防止する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、現在は監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて専任あるいは兼任の補助スタッフを置くこととする。
- ⑦ ⑥の使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に係わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得るものとし、人事考課については、常勤監査役の意見を考慮して行う。
 - 2) 監査役の職務を補助すべき使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役は、当社企業グループに係り、当社取締役会規程に定める取締役会決議事項（法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項）並びに各取締役の職務の状況についての報告をするための体制をとる。
 - 2) 取締役、執行役員等は、当社企業グループの重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとる。
 - 3) 取締役は、監査役の業務監査にあたり使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社企業グループの重要な業務の執行状況についての報告をするための体制をとる。
 - 4) 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。
 - 5) 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
 - 6) 「ビジネスリスクマネジメント委員会」ほか経営執行会議下部組織は、監査役に定期的に報告をするための体制をとる。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査内容についての情報の交換が十分に行えるための体制をとる。
 - 2) 内部監査室は、監査役と定期的な情報の交換を行い、連携を図る体制をとる。
 - 3) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

① 法令遵守体制

当社は、海外子会社の現地社員にも共通して適用される「ティアックグループコンプライアンス規程」を日本語・英語版にて策定しており、子会社各社への送付、イントラネット上への掲載、研修等の方法により周知させ、コンプライアンスの徹底を図っております。

当社グループ会社の役職員の職務分掌に係り必要となる法令については、各法令の主管部門より随時関連する法令情報等の提供及び指導を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報制度を設けており、取締役会へ通報状況の四半期報告も開始し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理

当社は、「ティアックグループ リスク管理方針」を策定し、グループ会社を含めたリスク管理を行っております。

年度毎に、ビジネスリスクマネジメント委員会が中心となり、リスクアセスメント、リスク管理テーマの設定、対策、対策状況モニタリング、結果総括を実施するとともに、取締役会へ対応状況の四半期報告も開始し、リスク状況のタイムリーな把握と対策実施によるリスクの低減に努めております。

③ グループ会社管理

当社は、「関係会社管理規程」を策定し、子会社の管理方針及び管理体制を定め、子会社の指導を行うとともに、必要なサポートを行っております。

また、子会社への取締役及び監査役の派遣、内部監査室による内部監査を実施して、当社グループにおける業務の適正性を確保しております。

④ 監査役の監査

当社は、監査役会を毎月開催し、監査方針等の協議決定及び監査結果報告を行いました。監査役は、取締役会、経営執行会議その他重要な会議に出席し随時意見を述べたほか、内部監査室や会計監査人と相互連携し、また、実査、往査も行い、監査の実効性確保に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を四捨五入して表示しております。また、比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書(国際会計基準)

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	10,443	流 動 負 債	5,784
現金及び現金同等物	2,524	借 入 金 等	2,458
営業債権及びその他の債権	3,923	営業債務及びその他の債務	1,632
棚 卸 資 産	3,692	引 当 金	674
その他の流動資産	305	未 払 法 人 所 得 税	10
非 流 動 資 産	2,679	そ の 他 の 金 融 負 債	29
有形固定資産	1,676	そ の 他 の 流 動 負 債	980
無 形 資 産	634	非 流 動 負 債	6,536
その他の投資	127	借 入 金 等	191
繰延税金資産	28	退職給付に係る負債	5,551
その他の金融資産	184	引 当 金	672
その他の非流動資産	30	繰 延 税 金 負 債	9
		その他の非流動負債	112
		負 債 合 計	12,320
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	756
		資 本 金	6,000
		資 本 剰 余 金	74
		自 己 株 式	△119
		利 益 剰 余 金	△2,155
		利 益 剰 余 金	△3,430
		(IFRS移行時の累積換算差額)	
		その他の資本の構成要素	386
		非 支 配 持 分	46
		資 本 合 計	802
資 産 合 計	13,122	負 債 及 び 資 本 合 計	13,122

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

連結損益計算書(国際会計基準)

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	20,455
売 上 原 価	12,574
売 上 総 利 益	7,881
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,750
そ の 他 の 損 益	△1
個 別 開 示 項 目 前 営 業 利 益	129
個 別 開 示 項 目	△86
営 業 利 益	43
金 融 収 益	12
金 融 費 用	200
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	14
税 引 前 当 期 損 失	△132
法 人 所 得 税 費 用	58
当 期 損 失	△190
当 期 利 益 の 帰 属 先 :	
親 会 社 の 所 有 者 持 分	△196
非 支 配 持 分	6
合 計	△190

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

連結持分変動計算書(国際会計基準)

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本 剰余金	自己 株式	利益 剰余金	利益剰余金 (IFRS移行時の 累積換算差額)
2015年4月1日残高	6,000	74	△118	△1,265	△3,430
当期包括利益					
当期利益				△196	
その他の包括利益					
当期包括利益合計	-	-	-	△196	-
所有者との取引等					
自己株式の取得			△1		
所有者との取引等計	-	-	△1	-	-
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替				△694	
2016年3月31日残高	6,000	74	△119	△2,155	△3,430

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の 資本の 構成要素	合計		
2015年4月1日残高	742	2,002	40	2,043
当期包括利益				
当期利益		△196	6	△190
その他の包括利益	△1,049	△1,049		△1,049
当期包括利益合計	△1,049	△1,245	6	△1,239
所有者との取引等				
自己株式の取得		△1		△1
所有者との取引等計	-	△1	-	△1
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	694	-		-
2016年3月31日残高	386	756	46	802

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して、表示しております。

貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,960	流 動 負 債	6,518
現金及び預金	1,679	支払手形	320
受取手形	302	買掛金	707
売掛金	2,009	短期借入金	2,300
商材	1,239	関係会社短期借入金	2,075
原材料	541	1年内返済予定の長期借入金	81
前払費用	136	リース債務	23
関係会社短期貸付金	258	未払金	357
未収入金	819	未払費用	262
その他	3	未払法人税等	40
貸倒引当金	△28	前受金	9
固 定 資 産	9,234	預り金	25
有 形 固 定 資 産	1,627	賞与引当金	131
建物	388	製品保証引当金	56
構築物	1	返品調整引当金	63
機械及び装置	0	未払消費税等	26
車両運搬具	0	その他	35
工具、器具及び備品	110	固 定 負 債	4,724
土地	1,074	長期借入金	75
リース資産	51	リース債務	30
無 形 固 定 資 産	182	退職給付引当金	3,889
ソフトウェア	179	訴訟損失引当金	626
その他	2	資産除去債務	11
投資その他の資産	7,425	その他	91
投資有価証券	136	負 債 合 計	11,242
関係会社株式	6,368	(純 資 産 の 部)	
関係会社長期貸付金	484	株 主 資 本	4,953
長期前払費用	30	資本金	6,000
長期未収入金	601	資本剰余金	306
敷金及び保証金	148	その他資本剰余金	306
破産更生債権等	172	利益剰余金	△1,233
その他	7	その他利益剰余金	△1,233
貸倒引当金	△525	繰越利益剰余金	△1,233
資 産 合 計	16,195	自 己 株 式	△119
		評価・換算差額等	△1
		その他有価証券評価差額金	△1
		純 資 産 合 計	4,952
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,195

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

損 益 計 算 書

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,496
売 上 原 価		8,393
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		9
売 上 総 利 益		5,092
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,036
営 業 利 益		56
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
受 取 配 当 金	135	
受 取 地 代 家 賃	95	
為 替 差 益	9	
そ の 他	33	285
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	76	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	42	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	86	
そ の 他	7	213
経 常 利 益		128
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	86	
減 損 損 失	236	322
税 引 前 当 期 純 損 失		△193
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	27	27
当 期 純 損 失		△220

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

株主資本等変動計算書

(2015年4月1日から
2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
2015年4月1日残高	6,000	306	△1,013	△118	5,175	9	5,185
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失			△220		△220		△220
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△11	△11
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△220	△0	△221	△11	△232
2016年3月31日残高	6,000	306	△1,233	△119	4,953	△1	4,952

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月17日

ティアック株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西野 聡 人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森部 裕次 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ティアック株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ティアック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月17日

ティアック株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西野 聡 人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森部 裕 次 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティアック株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、検証いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月18日

ティアック株式会社 監査役会

常勤監査役 牧 野 信 明 ㊟

社外監査役 原 琢 己 ㊟

社外監査役 坂 口 洋 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンスの一層の充実を目的として、監査等委員会設置会社に移行するために所要の変更を行うものであります。
- (2) 事業目的の変更、その他、一部字句および表現の修正、条文の追加および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～4. （条文省略）</p> <p>5. <u>環境衛生設備機器（空気清浄機、浄水器等）の製造、販売ならびに賃貸。</u></p> <p>6.～10. （条文省略） （新設）</p> <p><u>11.～14.</u> （条文省略） （新設）</p>	<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～4. （現行どおり）</p> <p>5. <u>環境衛生設備機器の製造、販売ならびに賃貸。</u></p> <p>6.～10. （現行どおり）</p> <p><u>11. 中古物品の買取、販売ならびに賃貸。</u></p> <p><u>12.～15.</u> （現行どおり）</p> <p><u>第4条（機関）</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第4条～第16条 （条文省略）</p>	<p>第5条～第17条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条（取締役の定員） 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>第18条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>②（条文省略）</p> <p>第19条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第20条（条文省略）</p> <p>第21条（取締役会の招集権者および議長） <u>当会社は取締役会を置く。</u></p> <p>②取締役会は、あらかじめ取締役会の決議によって定められた取締役がこれを招集し、その議長となる。</p>	<p>第18条（取締役の員数） 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。</p> <p><u>②当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第19条（取締役の選任） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（現行どおり）</p> <p>第22条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従って、<u>他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>第23条（取締役会の決議方法）</p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その<u>取締役の過半数で決する</u>。</p> <p>②前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第24条（条文省略）</p>	<p>第23条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p><u>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第24条（取締役会の決議方法）</p> <p>取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>②前項にかかわらず、<u>議決に加わることができる</u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。</p> <p><u>第25条（業務執行の決定の取締役への委任）</u></p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p><u>第26条（取締役会規程）</u></p> <p>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p><u>第27条（取締役の報酬等）</u></p> <p><u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役、監査役会および会計監査人</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第25条 (監査役の定員)</u> 当社は、監査役を置く。 ②当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>第26条 (監査役の選任)</u> 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>第29条 (常勤の監査等委員)</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>第30条 (監査等委員会の招集通知)</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 ②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>第31条 (監査等委員会の決議方法)</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>第32条 (監査等委員会規程)</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第27条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第28条（監査役会および常勤監査役）</u> <u>当社は、監査役会を置く。</u> <u>②監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第29条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第30条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で決する。</u></p>	(削除)
<p><u>第31条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について会社法第426条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>②当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法第427条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第32条（会計監査人）</u> 当社は、会計監査人を置く。 <u>②会計監査人は株主総会で選任する。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p>附則 <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> 平成28年3月31日に終了する事業年度に関する <u>定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の</u> <u>行為に関する監査役（監査役であったものを含</u> <u>む。）の責任の免除および監査役と締結済の責任</u> <u>限定契約については、なお、同定時株主総会の終</u> <u>結に伴う変更前の定款第31条に定めるところによ</u> <u>る。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の充実を図るため、3名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	<small>はなぶさ</small> 英 裕 治 (1961年9月17日生)	1985年4月 当社入社 2001年2月 当社タスカム部長 2004年6月 当社執行役員タスカムビジネスユニットマネジャー 2005年5月 当社執行役員エンタテイメント・カンパニープレジデント 2006年6月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役社長CEO（現任）	125,000株
	[取締役候補者とした理由] 入社以来、音響機器事業に従事し、執行役員エンタテイメント・カンパニープレジデント等を経て、2006年から業務執行の最高責任者である取締役社長、現在では取締役社長CEOを務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、グローバルな事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		
2	<small>のむら</small> 野 村 佳 秀 (1954年8月11日生)	1977年4月 当社入社 1999年6月 当社業務企画部長 2003年8月 当社財務部長 2004年6月 当社執行役員財務部長 2007年6月 当社取締役財務部長 2010年4月 当社取締役コーポレート本部長 2012年5月 当社取締役コーポレート本部長兼経営情報部長 2013年4月 当社取締役財務担当 2013年6月 当社取締役CFO（現任）	75,000株
	[取締役候補者とした理由] 入社以来、主に財務・経理関連業務に従事し、取締役コーポレート本部長等を経て、現在では取締役CFOを務めており、当社における豊富な業務経験と、経営全般、グローバルな管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ (1953年3月3日生)	1985年3月 Gibson Guitar Corp. (現：Gibson Brands, Inc.) 代表取締役会長 1992年1月 同社代表取締役会長CEO (現任) 2012年6月 オンキヨー株式会社取締役 (現任) 2012年11月 Gibson Holdings, Inc. 代表取締役会長CEO (現任) 2013年6月 当社取締役 (現任)	0株
		(重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. 代表取締役会長CEO Gibson Holdings, Inc. 代表取締役会長CEO オンキヨー株式会社取締役	
[取締役候補者とした理由] 当社とGibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. が締結している資本・業務提携契約に基づき推薦を受けた候補者であり、長年にわたる音響機器業界での経験や、米国企業での役員としての経験をもとに、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言を行っており、引き続き取締役候補者となりました。			
4	デビット・ベリーマン (1952年1月7日生)	1985年3月 Gibson Guitar Corp. (現：Gibson Brands, Inc.) 代表取締役社長 (現任) 2012年11月 Gibson Holdings, Inc. 代表取締役社長 (現任) 2013年6月 当社取締役 (現任)	0株
		(重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. 代表取締役社長 Gibson Holdings, Inc. 代表取締役社長	
[取締役候補者とした理由] 当社とGibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. が締結している資本・業務提携契約に基づき推薦を受けた候補者であり、長年にわたる音響機器業界での経験や、米国企業での役員としての経験をもとに、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言を行っており、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	ソロモン・ピチオート (1953年10月2日生)	1979年8月 Republic National Bank of NewYork (現:HSBC Bank USA) 入社 2001年12月 Gibson Guitar Corp. (現:Gibson Brands, Inc.) 取締役 2005年5月 Precision Asset Management COO 2006年8月 M. Safra & Co. Treasurer 2013年5月 Gibson Guitar Corp. (現:Gibson Brands, Inc.) 取締役 (現任) 2013年6月 当社取締役 (現任) 2015年1月 SPNY Capital Treasurer (現任) (重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. 取締役	0株
[取締役候補者とした理由] 当社とGibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. が締結している資本・業務提携 契約に基づき推薦を受けた候補者であり、長年にわたる音響機器業界での経験や、米国企業 での役員としての経験をもとに、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言を行って おり、引き続き取締役候補者となりました。			
6 ※	ブルース・エイ・ミッチェル (1955年4月16日生)	1996年12月 CompBenefits Corporation Executive Vice President, General Counsel and Corporate Secretary (1997年9月～1998年6月 同社CFO 兼務) 2009年10月 Gibson Guitar Corp. (現:Gibson Brands, Inc.) Executive Vice President, General Counsel and Corporate Secretary (現任) (重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. Executive Vice President, General Counsel and Corporate Secretary	0株
[取締役候補者とした理由] 当社とGibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. が締結している資本・業務提携 契約に基づき推薦を受けた候補者であり、米国における弁護士・公認会計士としての知識や、 米国企業での法務担当としての経験をもとに、実践的・多角的な視点から、当社の経営への 助言を行っていただけると判断し、取締役候補者となりました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7 ※	<p>ベンソン・ケイ・ウー (1954年11月21日生)</p>	<p>1999年9月 Metris Companies Inc. CFO & Senior Vice President, Business Development 2003年9月 Trimas Corporation CFO 2005年9月 Tower Automotive Inc. Vice President & Treasurer 2007年7月 Prestolite Electric inc. Executive Vice President & CFO 2014年6月 Rayonier Advanced Materials Inc. Senior Vice President & CFO 2015年12月 Gibson Brands, Inc. CFO (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. CFO</p>	0株
	<p>[取締役候補者とした理由] 当社とGibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. が締結している資本・業務提携契約に基づき推薦を受けた候補者であり、米国企業でCFOとして豊富な経験と幅広い知見を有しており、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言を行っていただけると判断し、取締役候補者としました。</p>		
8 ※	<p>ジェラルール・エル・ ジェイ・ダンジャー (1968年9月24日生)</p>	<p>1995年4月 Group Bic Global Product Manager 2003年9月 Newell Rubbermaid Sales and Marketing Manager 2008年9月 同社Vice President BU EMEA 2013年12月 Jarden Consumer Solutions Director of Marketing EMEA 2014年10月 Gibson Brands, Inc. EMEA President 2016年1月 同社Executive Vice President (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) Gibson Brands, Inc. Executive Vice President</p>	0株
	<p>[取締役候補者とした理由] 当社とGibson Brands, Inc. およびGibson Holdings, Inc. が締結している資本・業務提携契約に基づき推薦を受けた候補者であり、Gibson Brands, Inc. の欧州の統括責任者としての経験をもとに、実践的・多角的な視点から、当社の経営への助言を行っていただけると判断し、取締役候補者としました。</p>		

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ氏は、Gibson Brands, Inc.、Gibson Holdings, Inc.およびOnkyo U.S.A. Corporationの代表取締役会長CEO、オンキヨー株式会社取締役を兼務しております。
デビット・ベリーマン氏は、Gibson Brands, Inc.およびGibson Holdings, Inc.の代表取締役社長を兼務しております。
ソロモン・ピチオート氏は、Gibson Brands, Inc.の取締役を兼務しております。
ブルース・エイ・ミッチェル氏は、Onkyo U.S.A. Corporationの取締役を兼務しております。
Gibson Brands, Inc.は、当社の親会社であり、当社との間で資本・業務提携契約を締結しております。また、当社と同社は、ライセンス契約、製品供給契約等の取引関係および未収入金に関する弁済合意があり、音響機器事業の一部において競業関係にあります。
Gibson Holdings, Inc.は、当社の親会社であり、当社との間で資本・業務提携契約を締結しております。
オンキヨー株式会社は、当社との間で資本・業務提携契約を締結しており、音響機器事業の一部において競業関係にあります。
Onkyo U.S.A. Corporationは、当社との間で、北米における販売店契約等の取引関係があり、音響機器事業の一部において競業関係にあります。
3. 取締役候補者の当社の親会社および同社の子会社における地位および担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄に記載のほか、次のとおりであります。
- (1) ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ氏
- ① 次の各会社の代表取締役会長CEO
Epiphone Qingdao Musical Instrument, Co., Ltd.、Gibson Acquisition Corp.、Gibson Audio, Inc.、Gibson Café and Gallery, Inc.、Gibson Development Stage Holdings, Inc.、Gibson Entertainment, Inc.、Gibson Europe B.V.、Gibson Guitar Canada, Ltd.、Gibson Guitar France SARL、Gibson Guitar GmbH、Gibson Guitar India Private Limited、Gibson Guitar Limited、Gibson Guitar Promocoes de Instrumentos Musicais, S/C Ltda.、Gibson Guitar Singapore Pte., Ltd.、Gibson Guitar Technology, Inc.、Gibson International Sales LLC、Gibson International, Inc.、Gibson Kids, Inc.、Gibson Med, S.r.l.、Gibson Pianos Mexico, S. de R.L. de C.V.、Gibson Pro Audio Corp.、Gibson Slingerland & Tobias, Inc.、Gibson Valley Arts, Inc.、Gibson Ventures, Inc.、Ji Sheng Bo Yun Musical Instrument Trading Co., Ltd.、musicYo.com Corporation、Opcode Corporation、Qingdao Gibson Musical Instruments, Inc.、Cakewalk, Inc.、Onkyo U.S.A. Corporation
- ② Gibson Brands Escrow Corporation U.S.A代表取締役社長兼Treasurer
- ③ 次の各会社の取締役
株式会社GIBSON GUITAR CORPORATION JAPAN、Gibson Innovations Limited、Consolidated Musical Instruments, LLC、Gibson Innovations USA, Inc.、Gibson Brands (CIS) Limited Liability Company

- (2) デビット・ベリーマン氏
 - ① 上記(1)①記載の各会社 (Cakewalk, Inc.、Onkyo U.S.A. Corporationを除く) の代表取締役社長
 - ② 次の各会社の取締役
株式会社GIBSON GUITAR CORPORATION JAPAN、Cakewalk, Inc.、Consolidated Musical Instruments, LLC
 - (3) ブルース・エイ・ミッチェル氏
次の各会社の取締役
Onkyo U.S.A. Corporation、Gibson Innovations Limited、Gibson Innovations USA, Inc.
 - (4) ベンソン・ケイ・ウー氏
Gibson Innovations Limited取締役
4. 当社は、ヘンリー・イー・ジャスキヴィッツ、デビット・ベリーマンおよびソロモン・ピチオートの3氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、3氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、ブルース・エイ・ミッチェル、ベンソン・ケイ・ウーおよびジェラルド・エル・ジェイ・ダンジューの3氏の選任が承認された場合は、3氏と同内容の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力が発生するものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1 ※	まきののぶあき 牧野信明 (1949年3月27日生)	1971年4月 当社入社 1981年6月 当社経理部財務課長 2006年6月 当社内部監査室長 2008年6月 当社常勤監査役(現任)	48,000株
	[監査等委員である取締役候補者とした理由] 入社以来、主に財務・経理、監査関連業務に従事し、内部監査室長、常勤監査役を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、財務および会計等に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者となりました。		
2 ※	はらたくみ 原琢己 (1971年8月11日生)	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 阿部・井窪・片山法律事務所入所 2001年10月 安井総合法律事務所入所 現在に至る 2011年6月 当社監査役(現任)	0株
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 弁護士としての知識・経験等をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務遂行に対する適切な監督を行っていただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3 ※	坂 口 洋 二 <small>さか ぐち よう じ</small> (1972年7月24日生)	1996年4月 中央監査法人入所 1999年1月 中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所入所 2000年11月 公認会計士登録 2001年9月 クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社東京支店入社 2005年10月 坂口洋二公認会計士事務所所長 2006年5月 税理士登録 2006年10月 AIGジャパン・パートナーズ株式会社入社 2012年10月 坂口洋二公認会計士・税理士事務所所長（現任） 2013年6月 当社監査役（現任）	0株
	<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>公認会計士としての知識・経験等をもとに、客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務遂行に対する適切な監督を行っていただきたいため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> <p>同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、原 琢己および坂口洋二の両氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、監査等委員である取締役に両氏の選任が承認された場合は、当該契約を改めて締結する予定であります。また、牧野信明氏の選任が承認された場合は、同氏と同内容の契約を締結する予定であります。
4. 原 琢己および坂口洋二の両氏は、社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 原 琢己および坂口洋二の両氏は、現在当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年および3年となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、1987年12月18日開催の第39回定時株主総会において年額170百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額170百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都多摩市落合一丁目43番地
京王プラザホテル多摩 4階アポロ
電話 042-374-0111 (代)



交 通

京王相模原線「京王多摩センター駅」下車	徒歩 約2分
小田急多摩線「小田急多摩センター駅」下車	徒歩 約2分
多摩都市モノレール「多摩センター駅」下車	徒歩 約2分